

☆「郡山市男女共同参画都市宣言」をご存知ですか？

本市では、男女共同参画社会の形成には、行政の取り組みのみならず、市民の皆さん一人ひとりに、自らの問題として認識し、行動していただくことが重要であることから、性別を問わず誰もが尊重される「男女共同参画のまち 郡山」の実現を目指す決意を示すため、2002年（平成14年）12月17日に「郡山市男女共同参画都市宣言」を郡山市議会の議決を経て、行っています。

この都市宣言の趣旨を踏まえ、「男女共同参画のまち 郡山」の実現に向けて、ともに歩みを進めてまいりましょう！

## 郡山市男女共同参画都市宣言

豊かな水と緑きらめくこのまちで  
私らしい“私の個性”と  
あなたらしい“あなたの個性”のかがやきは  
男らしい 女らしいということよりも  
人として守らなければならない大切なものです  
  
自分を認め  
相手を認め  
すべての人がともに歩むまち  
  
それが  
未来の夢をひらくまち“こおりやま”です  
  
郡山市はここに「男女共同参画都市」を宣言します。

平成14年12月17日

第三次こおりやま男女共同参画プラン（概要版）

発行：2018年3月

郡山市市民部男女共同参画課

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号

電話番号：024-924-3351 ファックス番号：024-921-1340

Eメール：danjokyoudou@city.koriyama.lg.jp



環境にやさしい植物油インキ  
FSC®認証紙を使用しています。  
紙へリサイクル可。



ミックス  
責任ある木製造業者を  
使用した紙  
FSC® C016975

第三次 こおりやま

# 男女共同参画 プラン

「男女共同参画のまち 郡山」の実現を目指して  
それぞれが進めよう！ みんなで進めよう！

概要版



郡山市の男女共同参画の拠点施設「郡山市男女共同参画センター（さんかくプラザ）」です。

この施設は、郡山市の女性達が寄付を募って昭和30年に建設した「郡山婦人会館」を原点とする施設で、現在は、年齢・性別等にかかわらず、すべての人が自分らしく生きることができるよう、多様な学びや相談、交流等の場として多くの市民の方が訪れています。

# 第三次こおりやま男女共同参画プラン

## 計画策定の趣旨

本市においては、2001年(平成13年)に「人間尊重」を基本理念とする「こおりやま男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会実現のため、さまざまな施策を推進してきました。

男女共同参画社会の実現は、国においても最重要課題と位置付けられており、市民一人ひとりがこのことについて理解を深めるために、行政、市民、各種団体及び事業者がそれぞれの役割を担い、協働により、さらなる取り組みを行う必要があります。

本計画は、このような状況のもと、前プランが2017年度(平成29年度)で終了することから、引き続き「男女共同参画のまち 郡山」の実現に向け、前プランの考え方を継承しつつ、社会情勢の変化等による新たな課題に的確に対応するため、「市民意識調査」や「市民意見交換会」を実施し、さらには、パブリックコメントや郡山市男女共同参画審議会からの意見を反映させるとともに、関係法令や市の関係計画等との整合性を図り策定しました。

## 基本理念

郡山市男女共同参画推進条例第3条に規定する「6つの基本理念」を本計画の基本理念とし、「男女共同参画のまち 郡山」を目指します。

- 1 人権の尊重
- 2 男女の個性に応じた主体的な生き方への配慮
- 3 政策・方針決定過程への男女共同参画
- 4 家庭生活と地域、職場、学校等の活動との両立
- 5 生涯にわたる心身の健康
- 6 国際的協調

## 計画が目指す視点

本計画は、「男女共同参画のまち 郡山」を実現させるため、計画が目指す3つの視点を取り入れながら、5つの「基本目標」と、それを達成するための「課題」、「施策の方向」で構成します。

ジェンダーの視点の反映と  
多様な価値を尊重し、  
男女平等を実感できる社会づくり

誰もが人権を尊重され、  
「自分らしく」安心して  
共生できる地域づくり

女性のエンパワーメントの  
促進とあらゆる分野で  
市民が活躍できる環境づくり

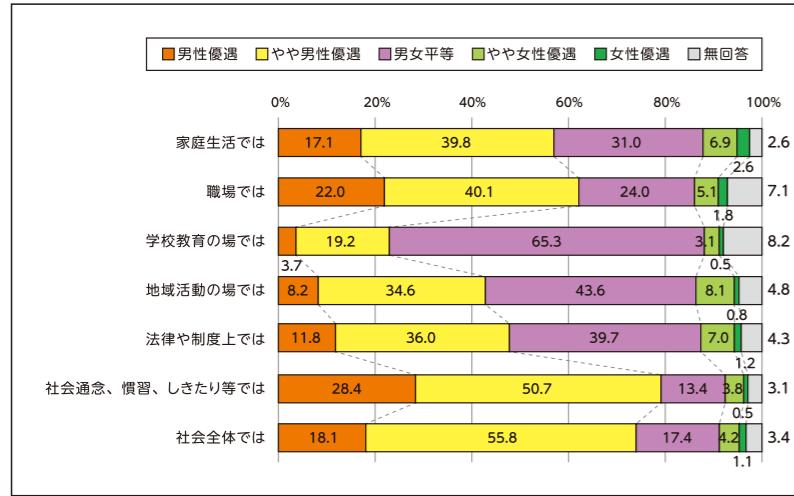
## 計画の位置付け

「郡山市まちづくり基本指針」の部門計画で、2003年に制定した「郡山市男女共同参画推進条例」第10条に規定する基本計画としての位置付けを持ち、かつ、2007年(平成19年)改正により追加された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3に規定する「DV対策基本計画」及び2015年に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条に規定する「女性活躍推進計画」を兼ねる計画としています。



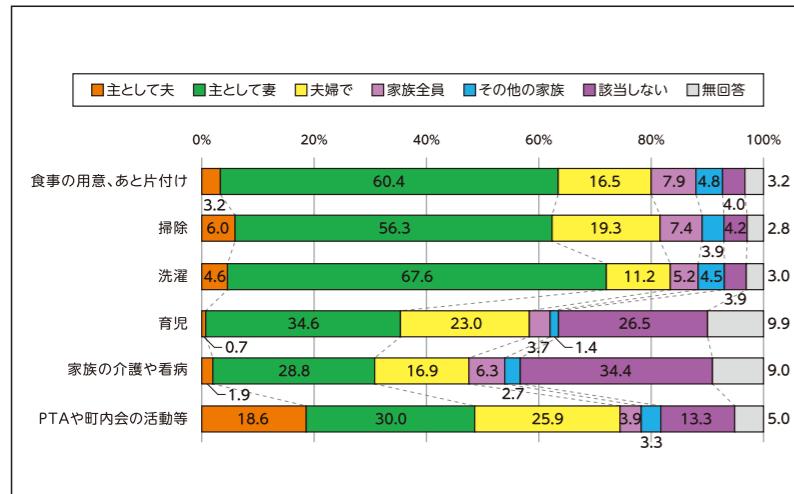
## 計画の背景(郡山市の現状と課題)

【男女平等意識について(男女の地位の平等感)】 2016年度郡山市市民意識調査



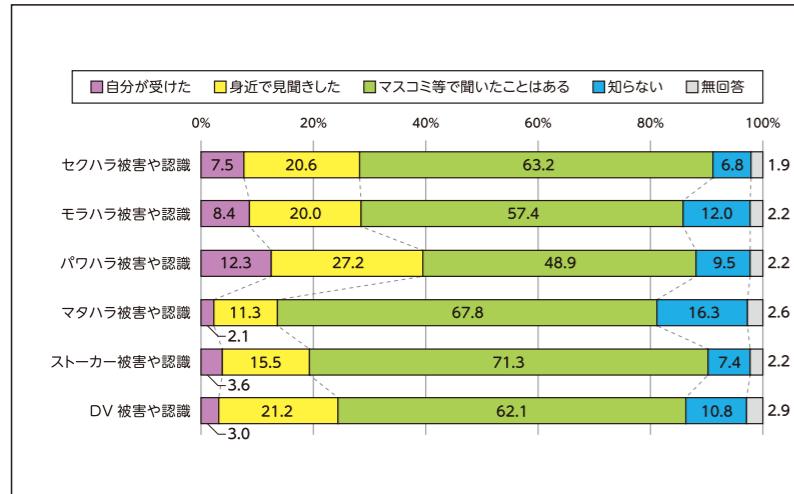
2016年度に実施した「郡山市市民意識調査」では、男女平等意識については、「学校教育の場」では「男女平等」と感じている人が65.3%と半数を超えており、「男性が優遇されている」「やや男性が優遇されている」をあわせると「社会通念、慣習、しきたり等」79.1%、「社会全体」73.9%とまだまだ高い状況にあります。

【家庭生活における役割分担について】 2016年度郡山市市民意識調査



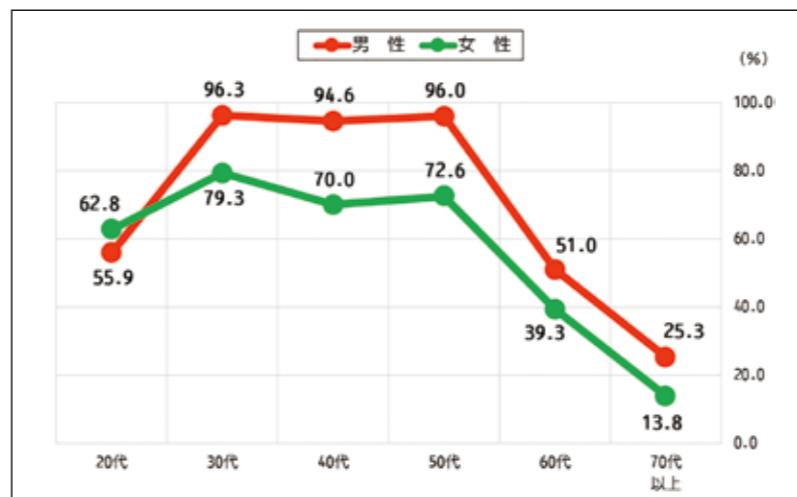
家庭生活における役割分担では、「食事の用意、あと片付け」「掃除」「洗濯」など家事の多くを「主として妻」が担っており、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分担が続いていることがわかりました。

【人権侵害の被害や認識について】 2016年度郡山市市民意識調査



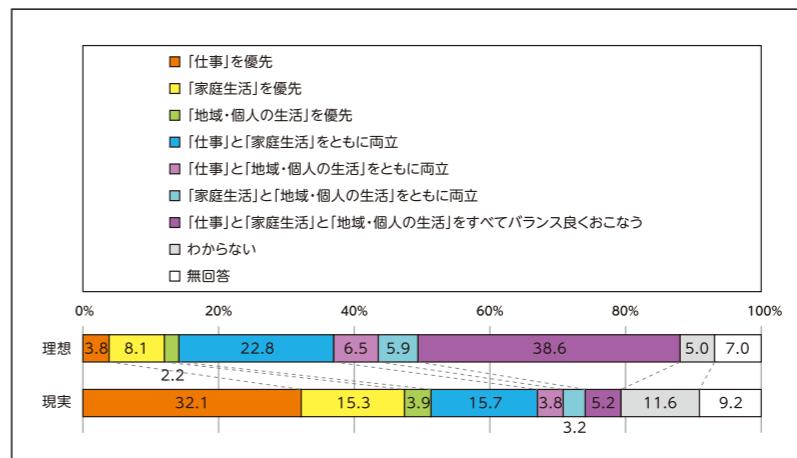
人権侵害のうち、パワーハラスメントを自分が受けた人が12.3%、次いで、モラハラハラスメント8.4%、セクシャルハラスメント7.5%となっており、ハラスメント被害が多い状況となっています。

【世代別、性別の就業状況について】 2016年度郡山市市民意識調査



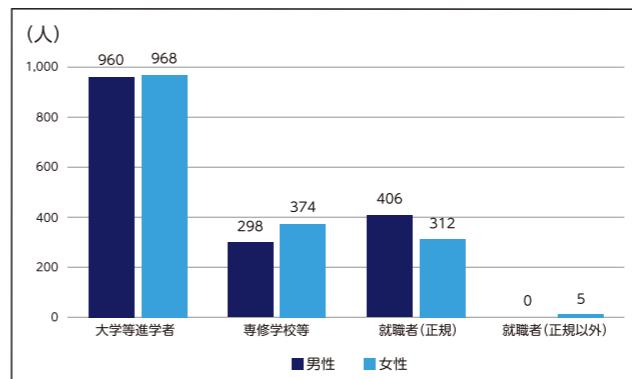
世代別、性別の就業状況を調べたところ、20代～50代の就業割合の平均は、男性85.7%、女性71.2%となっており、就業している人の割合は高いものの、子育て期等の女性の就業割合が低くなるいわゆる「M字カーブ」といわれる現象がみられ、結婚や出産等で離職する女性がまだ多いことがわかりました。

【働き方と仕事と生活(ワーク・ライフ・バランス)について】 2016年度郡山市市民意識調査

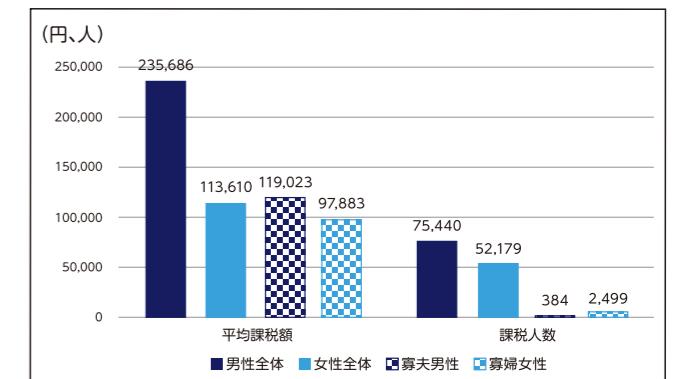


仕事と生活の調和の理想については、「『仕事』『家庭生活』『地域・個人の生活』をすべてバランス良くおこなう」が38.6%と最も多くの、現実は、『『仕事』を優先』が32.1%と最も多く、理想と現実に開きがあることがわかりました。

【男女別の進学状況及び課税状況について】



出典：2016年度福島県学校基本調査



郡山市男女共同参画課調べ(2017年)

高校卒業後の進学状況では、短期大学を含む大学等の進学には大きな男女差はみられず、専修学校については女性の進学者が多い状況にあります。一方、1955年(昭和30年)以降に生まれた方の2017年度(平成29年度)の市県民税の課税状況をみると、男性の平均課税額が235,686円であるのに対し、女性の平均課税額113,610円と男性の5割に満たない額となっております。また、寡婦・寡夫控除を受けているひとり親家庭の課税状況では、寡婦女性の平均課税額は、女性の平均課税額をさらに下回る97,883円となっており、寡夫男性についても119,023円と女性の課税平均額と同程度となっていることがわかりました。

# 第三次こおりやま男女共同参画プランの体系図



## 基本目標

1

# 男女平等を基本とした 男女共同参画社会の実現

性別により個人の生き方を制限されることなく、その個性と能力が十分に発揮できる「男女共同参画のまち 郡山」の実現のため、男女平等を基本とした男女共同参画社会の実現を目指します。

## 課題 1 男女共同参画意識の普及・啓発

- ◆誰もが性別や固定的役割分担意識にとらわれることなく、自分らしく生きることができるよう男女共同参画の意識づくりを推進します。
- ◆市の男女共同参画の拠点施設である男女共同参画センター（さんかくプラザ）の事業の充実を図ります。

## 課題 2 ジェンダーに敏感な視点に立つ男女平等教育

- ◆男女平等の視点に立ち、「男らしさ、女らしさ」といったジェンダーにとらわれることのない教育を進めます。
- ◆学校だけでなく、地域、家庭においても男女平等教育を進めます。



## 基本目標

2

# すべての市民が 人権を尊重される環境づくり

私たちは、一人ひとりが憲法で「基本的人権」を保障されており誰もが性別や国籍等にかかわらず「自分らしく」生きることができます。社会の実現を目指します。

## 課題 1 人権を尊重する意識の醸成

- ◆性別、国籍、民族などを問わず多様な文化を認め合うことができるよう人権を尊重する意識づくりを進めます。
- ◆いじめや性差別をなくし、性自認や性的指向などにかかわらず誰もが人格と個性が尊重され「自分らしく」生きることができる社会の実現を目指します。



## 課題 2 ハラスメント等により困難な立場にある市民への支援

- ◆職場、地域、学校などにおけるパワーハラスメントなどを防止し、相談体制の充実を図ります。
- ◆ひとり親家庭や子どもの貧困対策の充実を図ります。



## 私たちにできること

- 家庭や学校で男女共同参画を実践しよう！
- ジェンダーに敏感になろう！
- 男女共同参画の講座に参加しよう！

## 私たちにできること

- お互いの人権を尊重しよう！
- ハラスメントを許さない意識をもとう！
- 人権について学んでみよう！

### 基本目標

3

## あらゆる分野における女性の活躍の促進

すべての市民が年齢や性別にかかわらず社会の対等な構成員として認め合い、その個性と能力を発揮し、あらゆる分野で一層活躍していくために特に女性人材の育成や女性の参画促進を推進します。

課題  
1

### 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- ◆女性活躍推進法をはじめとする法令の周知を図り、女性の職域拡大と管理監督職への登用を促進し、あらゆる職域における性別に偏らない採用と対等な昇進を推進します。

課題  
2

### 意思決定過程への女性の参画促進

- ◆政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、企業・団体・地域における男女共同参画を進めます。



課題  
3

### 女性人材の育成と多様なチャレンジへの支援

- ◆あらゆる分野に参画し、責任を担うことのできる女性人材を育成し、あらゆる職域における性別に偏らない採用と対等な昇進を推進します。

### 基本目標

4

## 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

市民一人ひとりが、生きがいや充実感を得ながら働くことができるだけでなく、家庭や地域生活においても主体的に参画することができるよう仕事と生活の調和を推進します。

課題  
1

### 仕事と生活の調和に向けた環境の整備

- ◆市民一人ひとりが、豊かで充実した生活を実感できるよう、仕事と生活の調和の考え方の普及に努めます。
- ◆仕事と生活の調和の推進を図るため、育児・介護休業が取得できる環境づくりと職場復帰を支援するとともに、子育て支援・介護支援の充実を図ります。

課題  
2

### 多様な働き方の推進

- ◆性別や年齢にかかわらず、誰もが自分の意思によって多様な働き方が選択できるよう普及啓発に努めます。
- ◆ゆとりある暮らしの実現に向けて、ICT(情報通信技術)等を活用した新しい働き方の普及に努めます。



## 私たちにできること

- チャレンジ精神をもとう!
- 自分のまわりの女性を応援しよう!
- みんなで市民総活躍の街を目指そう!

## 私たちにできること

- 自分の暮らしを見直してみよう!
- いろんな働き方を認めよう!
- ICT等を積極的に活用しよう!

## 基本目標

5

# 安全・安心な暮らしの実現

生涯を通じて、安全に安心して暮らせることができるようあらゆる暴力を根絶し、セーフコミュニティ活動を推進するとともに防災における男女共同参画を進めます。

### 課題1 男女共同参画の視点を取り入れた健康支援

◆妊娠や出産に関する健康や権利についての理解を促進し、生涯を通じた心身の健康づくりに努めます。

### 課題2 あらゆる暴力の根絶と被害者支援

◆DV被害者の安全安心な保護と相談体制の充実を図るとともに、暴力の未然防止に向けた啓発に努めます。

### 課題3 安全・安心なまちづくりの推進

◆「事故や怪我は原因を究明することで予防できる」という理念のもとセーフコミュニティ活動を推進し、かつ、防災における男女共同参画を推進します。



## 私たちにできること

- 心身の健康づくりに取り組もう！
- あらゆる暴力を許さない意思を示そう！
- 身の回りの安全確認をしよう！

## ● 男女共同参画社会の実現に係る【分野別】役割分担 ~それぞれが進めよう!~

主体 分野別	市民	市	団体	事業者	国・県
<b>男女平等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家庭内の男女共同参画の実践</li> <li>●ジェンダーに敏感な視点をもつ</li> <li>●講座等への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●講座等の開催</li> <li>●情報提供による啓発の推進</li> <li>●幼少期からの男女平等教育</li> <li>●職員向け意識啓発の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画センターにおける協働事業の実施</li> <li>●学習機会の確保</li> <li>●地域との交流</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ジェンダーに敏感な視点をもつ</li> <li>●男女の固定的役割意識の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法の整備と周知、啓発</li> <li>●情報発信</li> <li>●制度等の見直し</li> </ul>
<b>人権尊重</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●常にお互いの人権を尊重する</li> <li>●ハラスメントを許さない意識をもつ</li> <li>●講座等への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●講座等の開催</li> <li>●情報提供による啓発の推進</li> <li>●学童期からの学習機会の提供</li> <li>●ハラスメント等対策の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学習機会の確保</li> <li>●地域との交流</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ハラスメント防止対策の充実と相談体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法の整備と周知、啓発</li> <li>●情報発信</li> <li>●人権擁護委員の活動推進</li> <li>●人権相談の充実</li> </ul>
<b>女性活躍</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●講座等への参加</li> <li>●市政等への参画意識をもつ</li> <li>●就労意欲やチャレンジ精神をもつ</li> <li>●市民総活躍の意識をもつ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●女性登用の推進</li> <li>●人材育成の推進</li> <li>●講座等の開催</li> <li>●女性のチャレンジを支援する体制の推進</li> <li>●就業支援の充実</li> <li>●法の周知、啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市主催事業への参加</li> <li>●地域との交流</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●性別にかかわらず能力を発揮できる職場づくりの推進</li> <li>●女性登用の促進</li> <li>●関係法令の遵守</li> <li>●事業主行動計画の策定推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法の整備と周知、啓発</li> <li>●情報発信</li> <li>●女性登用の推進</li> <li>●女性のチャレンジを支援する仕組みづくり</li> </ul>
<b>仕事と生活の調和</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●仕事と生活の両立を目指す</li> <li>●育児、介護休業制度を積極的に利用する</li> <li>●男性の育児、家事参加</li> <li>●地域活動への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●情報提供による啓発の推進</li> <li>●ICT等を活用した働き方の普及</li> <li>●育児、介護に係る支援の拡大</li> <li>●職員の働き方の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学習機会の確保</li> <li>●地域との交流</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●安心して育児、介護休業制度を利用できる環境づくりの推進</li> <li>●職場における働き方の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法の整備と周知、啓発</li> <li>●情報発信</li> <li>●職員の働き方の見直し</li> </ul>
<b>安全・安心</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●身の回りの安全確認と防災訓練への参加</li> <li>●あらゆる暴力を許さない</li> <li>●性と生殖に関する健康と権利について理解する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●セーフコミュニティ活動の推進</li> <li>●男女共同参画の視点からの防災体制の整備</li> <li>●DV等被害者支援体制の充実</li> <li>●情報提供による啓発の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学習機会の確保</li> <li>●地域との交流</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●職場における健康づくりの推進</li> <li>●避難訓練等の実施</li> <li>●事業場内での事故防止の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法の整備と周知、啓発</li> <li>●男女共同参画の視点からの防災体制の整備</li> </ul>

## ● 男女共同参画に関する相談窓口一覧

### ひとりで悩まず、相談してみましょう！

郡山市をはじめ、福島県や国の機関、各種団体等で、様々な相談窓口を設けています。

相談は無料で、秘密も厳守されますので、安心して相談してください。

どこに相談していいか分からぬという方は、まずは、郡山市男女共同参画課（024-924-3351）までお問い合わせください。

相談内容	窓 口	相談受付時間	電話番号
<b>基本目標1 「男女平等」関連の相談窓口</b>			
男女共同参画全般	郡山市男女共同参画課	平日(祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	024-924-3351
男女共同参画 女性の各種悩み	郡山市男女共同参画センター (さんかくプラザ)	開館日(第3日曜日を除く毎日) 8:30～17:15	024-924-0900
	福島県男女共生センター (女と男の未来館)	火・木・金・土・日曜日 9:00～12:00 13:00～16:00 水曜日 13:00～17:00 18:00～20:00	0243-23-8320
学校における男女平等教育	郡山市教育委員会学校教育推進課	平日(祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	024-924-2431
<b>基本目標2 「人権」関連の相談窓口</b>			
人権全般	みんなの人権110番	平日(祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	0570-003-110
女性の人権全般	法務省人権擁護局 女性の人権ホットライン	平日(祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	0570-070-810
子どもの人権 (いじめ、虐待など)	子どもの人権110番	平日(祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	0120-007-110
不登校・学校生活	郡山市総合教育支援センター ふれあい学級	開館日(第3土曜日とその翌日を除く毎日) 8:30～17:30	024-933-8081
いじめ全般	郡山市いじめ法律相談ホットライン	第2・第4水曜日 15:00～17:00	024-935-0080
	福島県いじめSOS 24	毎日(無休・24時間) 0:00～24:00	0120-916-024
	いじめ110番	平日(祝日を除く月～金曜日) 9:00～17:00	0120-795-110
性自認や性的指向	(一社)社会的包摶サポートセンター よりそいホットライン	毎日(無休・24時間) 0:00～24:00	0120-279-226
性的マイノリティの 学校生活	郡山市総合教育支援センター	平日(祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	024-924-2541
パワハラ等	郡山労働基準監督署総合労働相談コーナー	平日(祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	024-922-1370
子どもやひとり親家庭の 手当や医療費	郡山市こども支援課給付係	開館日(第3土曜日とその翌日を除く毎日) 8:30～18:00	024-924-2411
ひとり親家庭の生活全般	郡山市母子・父子福祉センター	平日(祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	024-924-2963
<b>基本目標3 「女性活躍」関連の相談窓口</b>			
職場の男女平等、均等待遇 セクハラ等	福島労働局雇用環境・均等室	平日(祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	024-536-4609
解雇、賃金の引下げ等	福島県労働委員会事務局 労使困りごと相談窓口	平日(祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	024-521-7594
女性の再就職支援	福島県雇用政策課 ふるさと福島就職情報センター	月～土曜日(祝日を除く) 10:00～19:00	024-525-0047
創業支援	郡山市産業政策課	平日(祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	024-924-2251
経営の悩み全般	経済産業省 福島県よろず支援拠点	平日(祝日を除く月～金曜日) 9:00～12:00 13:00～17:00	024-954-4161

### 基本目標4 「仕事と生活の調和」関連の相談窓口

近隣関係など日常生活の 困り事や悩み、 弁護士等の相談受付	郡山市市民・NPO活動推進課 市民相談センター	平日(祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	024-924-2155
要介護認定、介護保険 サービス	郡山市介護保険課	平日(祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	024-924-3021
ダブルケアや複合的な 福祉の悩みなど、 どこに相談すればよいか 分からぬとき	福祉まるごと相談窓口(北東エリア) 公益財団法人星総合病院	平日(祝日を除く月～金曜日) 8:45～17:15 土曜日(第4土曜日を除く) 8:45～12:30	024-954-3211
	福祉まるごと相談窓口(南西エリア) 社会医療法人あさかホスピタル	平日(祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15 土曜日 8:30～12:30	024-945-2778
	福祉まるごと相談窓口(中央、湖南、熱海) 郡山市保健福祉総務課	平日(祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	024-924-3822
保育所への入所等	郡山市こども育成課	平日(祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	024-924-3541
放課後児童クラブ (学童保育)の利用等	郡山市こども未来課	平日(祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	024-924-3801
妊娠・出産 子育て全般	郡山市こども支援課(ニコニコこども館)	開館日(第3土曜日とその翌日を除く毎日) 8:30～18:00	024-924-2525
<b>基本目標5 「安全・安心」関連の相談窓口</b>			
健康全般	郡山市保健所地域保健課	平日(祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	024-924-2900
こころの病や不安、 生きづらさ等、誰かに力にな ってほしいとき	福島いのちの電話	毎日(無休) 10:00～22:00 毎月第3土曜日(24時間) 0:00～24:00	024-536-4343
子どもの養育、児童虐待、 DV・家庭問題など女性の悩み	郡山市こども支援課 こども家庭相談センター	開館日(第3土曜日とその翌日を除く毎日) 8:30～18:00	024-924-3341
DV・離婚 女性の自立支援	福島県女性のための相談支援センター	祝日を除く毎日 9:00～21:00	024-522-1010
障がい者差別・虐待 障がい福祉サービス	郡山市障がい福祉課	平日(祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	024-924-2381
高齢者虐待	郡山市地域包括ケア推進課	平日(祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	024-924-3561
犯罪被害者支援	公益社団法人ふくしま被害者支援センター	平日(祝日を除く月～金曜日) 10:00～16:00	024-533-9600
	法テラス・サポートダイヤル 日本司法支援センター	平日(祝日を除く月～金曜日) 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00	0570-079714
性暴力等被害	(公社)ふくしま被害者支援センター SACRAふくしま	月・水・金曜日(祝日を除く) 10:00～20:00 火・木曜日(祝日を除く) 10:00～16:00	024-533-3940
犯罪等被害の未然防止	福島県警察安全相談室	平日(祝日を除く月～金曜日) 9:00～17:00	#9110 024-525-3311
<b>その他 あらゆる相談に対応できる相談窓口</b>			
夫婦関係、セクハラ、パワハラ、 解雇等の労働関係、年金、保健、 消費生活、相続、交通事故、 法的手続き	法テラス・サポートダイヤル 日本司法支援センター	平日(祝日を除く月～金曜日) 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00	0570-078374

※無休と記載のある相談窓口以外は、すべて年末年始（12/29～1/3）はお休みとなります。